

# 第3章

## 生活支援に関する施策等

## 1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、地方公共団体が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施した。

## 2 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施した。

### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

## 3 ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、母子家庭等の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施した。

### (1) 生活支援講習会等事業

母子家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

## (2) 健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうした問題を抱えた者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行う。

## (3) 土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、母子家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

## (4) 児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員（ホームフレンド）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

## (5) ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

# 4 子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金からの助成が行われた。

## (1) 母子家庭の母等のビジネスマナー習得支援事業（助成先：（財）全国母子寡婦福祉団体協議会）

就業経験がない又は再就職に不安を抱いている母子家庭の母等にビジネスマナーの基本を身に付けてもらうことを目的に自らのビジネスマナーのレベルを把握し、その必要性・重要性を自覚してもらうことを目的とした自己診断のためのチェックテストを全国母子寡婦福祉団体協議会のホームページに掲載した。

## (2) インターネットを利用した就業情報提供システムによるひとり親家庭の母親の就労支援事業（助成先：NPO法人あごら）

母子家庭の母が在宅就業をする際の諸課題に対応するため、パソコン端末から仕事を行うための

スキルのレベル診断や各自のスキルに合った仕事を選ぶことができる就業情報提供システムの構築を行った。

### (3) 母子家庭の母の就労・生活の安定へ向けた調査研究及び支援事業（助成先：NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ）

母子家庭の母の就労と生活の実態がどのような状況にあるのか、また、母子家庭への施策がどのような効果をもたらしているかについて調査を行った。また、孤立しがちな母子家庭の母が地域でのつながりの中で就労・生活等の安定を得られるように支援するためのセミナーを開催した。

### (4) 離婚後に良好な親子関係を築くための啓発事業（助成先：NPO法人ウィンク）

離婚後に約束どおりの養育費が支払われていない場合が多い現状を改善するため、養育費の啓発を目的としたシンポジウムの開催、離婚後の親子関係修復のための当事者向け啓発ビデオの製作等の啓発事業を行った。

## 5 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設であり、平成18（2006）年3月末現在、全国に285か所ある。また、入所理由別の入所状況は次のとおりである（図表3-1-1）。

図表3-1-1 母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成17（2005）年度新規入所）

入所理由	入所世帯数	理由別割合
総数	2,585	100.0%
夫等の暴力	1,258	48.7%
住宅事情	552	21.4%
経済的理由	443	17.1%
入所前の家庭内環境の不適切	169	6.5%
母親の心身の不安定	75	2.9%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成17（2005）年度母子生活支援施設入退所状況調査」

### (1) 母子生活支援施設と就業支援

母子生活支援施設に入所している母子家庭は、配偶者からの暴力の被害者など、母子家庭の中でも就業自立が容易ではない者も多いと考えられるが、母子生活支援施設自ら職業紹介を行うなど、施設側においても、就業による自立に向け積極的に取り組むことにより、入所している母子家庭の母4,092人のうち、67.9%の2,778人が就労し、自立に向けた努力を行っている。その雇用形態については、常用雇用が18.8%、臨時雇用が53.9%となっている（社会福祉法人全国社会福祉協議会全

国母子生活支援施設協議会「全国母子生活支援施設実態調査」（平成18（2006）年度）。

**(2) 母子生活支援施設の保育機能の充実**

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立の支援を行う事業を平成15（2003）年度から実施しており、平成18（2006）年度においては、2施設で実施した。

**(3) 小規模分園型母子生活支援施設**

母子生活支援施設に入所している母子については、離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、近いうちに自立が見込まれる者もいる。こうした今後間もなく自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などにおいて小規模分園型母子生活支援施設を設け、本体施設との十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行っており、平成18（2006）年度においては、2施設で実施した。

**6 居住の安定確保**

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約61%であるのに対し、母子世帯の持家率は約21%と低くなっている（図表3-1-2）。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況 (千世帯)

	総数	持ち家	借家総数			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,225.4 (100.0%)	252.1 (20.6%)	234.5 (19.1%)	34.4 (2.8%)	390.5 (31.9%)	181.6 (14.8%)	132.2 (10.8%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15（2003）年）

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数				同居	その他
			公営の借家	公社・公団の借家	民間借家	給与住宅		
普通世帯	47,082.8 (100.0%)	28,665.9 (60.9%)	2,182.6 (4.6%)	936.0 (2.0%)	12,561.3 (26.7%)	1,486.1 (3.2%)	191.1 (0.4%)	28.8 (0.1%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成15（2003）年）

平成18（2006）年度は、公共賃貸住宅等に関し、以下の施策を講じた。

**(1) 公営住宅**

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

## (2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

## (3) 民間賃貸住宅

国においては、平成18(2006)年度に、地方公共団体、仲介事業者、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、子育て世帯(ひとり親世帯及び小さい子どもがいる世帯)等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設した。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されている。

## (4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。